

1 主な語学・学力テスト

それぞれのテストの種類や形態など、詳しくはウェブサイトなどでご確認ください。

▼ 語学テスト

[英語]

TOEFL (Test of English as a Foreign Language)

英語圏の大学など高等教育機関、一部高校への留学希望者を対象とした英語力判定テスト。日本ではiBT (Internet-based Test) を実施。

〈実施機関〉ETS (Educational Testing Service) <http://www.ets.org/toefl>

〈国内問合先〉国際教育交換協議会 (CIEE) 日本代表部 <http://www.cieej.or.jp>
プロメトリック (株) <http://ac.prometric-jp.com/toefl/jp/online.html>

IELTS (International English Language Testing System)

英語圏 (主に英国、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド) の大学など高等教育機関への留学希望者を対象とした英語力判定テスト。

〈実施機関〉IELTS <http://www.ielts.org>

〈国内問合先〉(財)日本英語検定協会IELTS事務局 <http://www.eiken.or.jp/ielts>

PTE Academic (Pearson Test of English Academic)

英語を主要言語として使用している大学など高等教育機関への留学希望者が英語力を証明するための英語力判定テスト。

〈実施機関/国内問合先〉Pearson <http://www.pearsonpte.jp>

英検 (実用英語技能検定)

米国、カナダ、英国、オーストラリアやニュージーランドの大学など高等教育機関や高校の一部で、留学時の英語力判定テストとして認められている。

〈実施機関〉(財)日本英語検定協会 <http://www.eiken.or.jp>

SLEP (Secondary Level English Proficiency Test)

英語が母語でない米国やカナダの高校入学希望者を対象とした英語力判定テスト。申込・実施手続きは、交換留学プログラム実施団体で行っている。

〈実施機関〉ETS (Educational Testing Service) <http://www.ets.org/slep>

(参考)

TOEFL Junior (Test of English as a Foreign Language Junior)

英語を母語としない中高生の英語運用能力を測定するテスト。

〈実施機関〉ETS (Educational Testing Service) http://www.ets.org/toefl_junior

〈国内問合先〉グローバル・コミュニケーション&テストング <http://toefljunior.jp/>

[中国語]

HSK (漢語水平考試)

中国の大学・大学院へ留学する際に必要な中国政府公認の中国語力判定テスト。

〈実施機関〉中国国家HSK委員会 <http://www.hanban.org>

〈国内問合先〉HSK日本実施委員会 <http://www.hskj.jp>

[韓国語]

S-TOPIK (一般韓国語能力試験)

韓国の大学など高等教育機関への留学希望者を対象とした韓国政府公認の韓国語力判定テスト。

〈実施機関〉韓国教育科学技術部国立国際教育院 <http://www.topik.go.kr>

〈国内問合先〉韓国教育財団 http://www.kref.or.jp/korea_kentei

[ドイツ語]

TestDaF (Test Deutsch als Fremdsprache)

主にドイツの大学への留学希望者を対象としたドイツ語力判定テスト。4項目からなり、全ての項目がレベル4に達した者は、大学に入学する際に受験が必要なドイツ語テストが免除される。

〈実施機関〉TestDaF Institut <http://www.testdaf.de>

〈国内問合先〉東京ドイツ文化センター <http://www.goethe.de/ins/jp/tok/jaindex.htm>
獨協大学 http://www.dokkyo.ac.jp/shiencenter/shiencenter03_06_01_j.html

ZOP (Zentrale Oberstufenprüfung)

KDS (Kleines Deutsches Sprachdiplom)

GDS (Großes Deutsches Sprachdiplom)

ミュンヘン大学の委託を受け、ゲーテ・インスティトゥートが授与する資格。合格すると、ドイツの大学に入学する際に受験が必要なドイツ語テストが免除される。

〈実施機関〉ゲーテ・インスティトゥート <http://www.goethe.de/ins/de/deindex.htm>

〈国内問合先〉東京ドイツ文化センター <http://www.goethe.de/ins/jp/tok/jaindex.htm>

大阪ドイツ文化センター (KDSとGDSのみ受験可)
<http://www.goethe.de/ins/jp/osa/jaindex.htm>

主な語学・学力テスト

ÖSD (Österreichisches Sprachdiplom Deutsch)

オーストリア政府公認のドイツ語力判定テスト。Oberstufe Deutsch以上の合格証は、オーストリア国内の全大学およびドイツの一部大学において、入学に必要な語学能力証明書として認められている。

〈実施機関〉 ÖSD事務局 <http://www.osd.at>

〈国内問合せ先〉 ÖSD事務局 <http://www.flc.kyushu-u.ac.jp/~de/oesd>

[フランス語]

DEL F (Diplôme d'Etudes en Langue Française)

DAL F (Diplôme Approfondi de Langue Française)

フランス国民教育省が実施するフランス語資格試験。DAL F C1を取得すると、フランスの大学学部入学のためのフランス語試験とフランス政府給費留学生試験の一部が免除される。

〈実施機関〉 フランス国民教育省CIEP (Centre international d'études pédagogiques)

<http://www.ciep.fr/delfdalf>

〈国内問合せ先〉 大阪日仏センター=アリアンス・フランセーズDEL F・DAL F試験管理センター

http://www.calosa.com/delfdalf/accueil_jp.htm

TCF (Test de Connaissance du Français)

フランスの大学に出願する際に公式にフランス語力を証明できるテスト。得点により1~6段階(6が最高)のレベルに分けられ、不合格はない。学士課程ではレベル3、修士課程以上ではレベル5があることが望ましい。

〈実施機関〉 フランス国民教育省CIEP (Centre international d'études pédagogiques)

<http://www.ciep.fr/tcf>

〈国内問合せ先〉 大阪日仏センター=アリアンス・フランセーズDEL F・DAL F試験管理センター

http://www.calosa.com/delfdalf/tcf_jp.htm

[スペイン語]

DELE (Diplomas de Español como Lengua Extranjera)

スペイン文部科学省公認のスペイン語力判定テスト。Nivel C2 (Superior) を取得すると、スペインの大学に入学する際に受験が必要なスペイン語テストが免除される。

〈実施機関〉 セルバンテス文化センター <http://diplomas.cervantes.es>

〈国内問合せ先〉 セルバンテス文化センター東京 <http://www.dele.jp>

▼ 学力テスト

SAT (Scholastic Assessment Test)

主に米国の大学入学希望者を対象とした学力テスト。クリティカル・リーディング(批判的に文章を読むこと)、数学とライティング(エッセイと文法問題)からなるThe SATと、20種の科目別テストからなるSAT Subject Testsの2種類がある。日本各地のインターナショナルスクールなどで、年6回実施されている。

〈実施機関〉 College Board - SAT Program <http://sat.collegeboard.org>

ACT (旧American College Testing)

主に米国の大学入学希望者を対象とした学力テスト。英語、数学、読解、理科、ライティング(オプショナル)からなる。日本各地のインターナショナルスクールなどで、年5回実施されている。

〈実施機関〉 ACT, Inc. <http://www.actstudent.org>

GMAT (Graduate Management Admission Test)

主に米国やカナダの経営大学院入学希望者を対象とした学力テスト。英語、数学、分析作文の3科目からなる。日本国内主要都市で受験できる。

〈実施機関〉 Graduate Management Admission Council <http://www.mba.com/the-gmat>

GRE (Graduate Record Examinations)

主に米国やカナダの大学院入学希望者を対象とした学力テスト。General Test(英語、数学、分析作文)とSubject Test(8つの専門分野別)の2種類からなる。日本国内の主要都市で受験できる。

〈実施機関〉 ETS (Educational Testing Service) <http://www.ets.org/gre>

〈国内問合せ先〉 プロメトリック(株) <http://ac.prometric-jp.com/gre/jp/index.html>

LSAT (Law School Admission Test)

米国やカナダの法律大学院(J.D.プログラム)入学に際して要求される学力テスト。読解、分析、論理、記述からなる。日本では、テンプレート大学ジャパンキャンパスで年3回実施されている。

〈実施機関〉 Law School Admission Council <http://www.lsac.org>

SSAT (Secondary School Admission Test)

主に米国の高校入学希望者を対象とした学力テスト。英語、数学、読解の3科目からなる。日本では、東京のアメリカン・スクール・イン・ジャパンで年5回実施されている。

〈実施機関〉 SSAT <http://www.ssat.org>

※掲載している情報は、すべて2012年2月現在のものです。

2 奨学金・ローン

奨学金には、渡航前またはすでに留学中の人を対象に、日本国内で募集されるものと現地で募集されるものがあります。

一般的に、語学留学より大学留学、大学留学より大学院留学、というように、学位取得課程が高くなるほど応募できる奨学金の種類は増えますが、いずれも狭き門といえます。留学開始時期の1年以上前に応募を締め切るものもありますので注意しましょう。

1. 日本で募集される奨学金・教育ローン

1. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

①「第二種奨学金（海外）」（有利子貸与型）

<http://www.jasso.go.jp/saiyou/ryuugaku17.html>

海外の大学、大学院の正規課程（学位取得課程）への留学を対象とした貸与型の奨学金。留学前にあらかじめ申し込む「予約制度」です。日本の学校を卒業見込みの在学者および卒業後2年以内の人が対象です。また、卒業後ただちに（1年以内）海外の大学へ編入する目的で、海外の短期大学などに留学する場合も対象になります。申し込みは日本の学校を通じて行います。

②「第二種奨学金（短期留学）」（有利子貸与型）

http://www.jasso.go.jp/saiyou/tanki_ryuugaku.html

海外の短期大学、大学、大学院への短期留学（3か月以上1年以内）を対象とした貸与型の奨学金。交流協定などに基づく留学、留学先の取得単位が帰国後認定される留学および海外の大学院などでの研究を目的とする留学に限られます。日本の学校の正規課程在籍者が対象で、申し込みは日本の学校を通じて行います。

③「留学生交流支援制度（長期派遣）」（給付型）

http://www.jasso.go.jp/scholarship/long_term_h.html

修士または博士の学位取得を目指し、海外の大学に1年以上留学する学生等を対象とした奨学金。申し込みは日本の大学を通じて行います。

④「留学生交流支援制度（短期派遣）」（給付型）

http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term_h.html

大学間交流協定などにより海外の大学・学校に短期間（3か月以上1年以内）留学をする日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第4年次以上（専攻科含む）の正規課程在籍者を対象とした奨学金。申し込みは日本の大学・学校を通じて行います。

⑤「留学生交流支援制度（ショートビジット）」（給付型）

<http://www.jasso.go.jp/scholarship/sssv.html>

日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第4年次以上（専攻科含む）、専修学校（専門課程）が実施する3か月未満の学生派遣プログラムに参加する学生を対象とした奨学金。申し込みは

日本の大学・学校を通じて行います。

2. 地方自治体の奨学金

国内地方自治体や国際交流協会などが住民やその地域に関係のある人を対象に募集しています。中には返済が必要なものもあります。

3. 外国政府等の奨学金

外国政府や外国政府関係団体が、その国・地域の大学などへ留学する日本人を対象に募集しています。支給期間は1年以内のものが多く、留学先の学校も本国側で指定される場合が多くなっています。日本学生支援機構が募集・選考に協力しているものと日本国内にある当該国・地域の大使館などが独自に募集を発表するものがあります。

日本学生支援機構が募集・選考に協力している外国政府奨学金（平成23年度）

募集は、各国毎に通常毎年度1回、ほぼ同時期に行われますが、その国の事情などによって募集が見合わされたり、募集時期が前後したりする場合があります。募集要項は日本学生支援機構のウェブサイト「外国政府等奨学金留学生」（http://www.jasso.go.jp/study_a/scholarships_foreign.html）を参照してください。当機構ウェブサイトに掲載されていない国でも日本人を対象とした奨学金制度がある場合がありますので、留学希望国の大使館または教育機関に直接問い合わせてみましょう。

募集 締切月	国名など ※（ ）内は募集人数
4	リトアニア（若干）、インド・ヒンディー語（不明）、アイルランド（1）
5	ロシア（15）、トルコ（2）、イタリア（不明）
6	コロンビア・2学期（不明）、マレーシア（不明）
7	クウェート（5）、エジプト（22）
8	オマーン（1）
9	ドイツ（約34）
10	日墨研修計画（約20）、韓国・学士（2）、メキシコ（14）
11	イスラエル（若干）
12	コロンビア・1学期（不明）、スイス（4）
1	ベルギー（8）、ブルネイ（不明）、インドネシア（不明、世界各国対象）
2	インド（12）、フィンランド（最大10）、オーストリア（4）
3	アイスランド（世界各国から約18）、スウェーデン（2）、中国（110）、チェコ（4）、チェコ・サマースクール（5）、ポーランド（8）、韓国・大学院（3）

※掲載している情報は、2012年2月現在のものです。

奨学金・ローン

4. 民間団体の奨学金

民間企業・団体が募集している奨学金で、多くの場合、専攻分野や留学対象国・地域などに指定があります。中には返済が必要なものもあります。

また、公益財団法人助成財団センター (<http://www.jfc.or.jp>) の「民間助成金ガイド」には、日本の助成財団による、海外留学に限定されないさまざまな助成制度が掲載されています。

5. 日本の大学等の奨学金

在学生在が交換留学や私費留学をする場合に奨学金を支給している場合があります。詳しくは、在学する大学などにお問い合わせください。

6. 金融機関などによる教育ローン

◆日本政策金融公庫の国民生活事業「国の教育ローン」 <http://www.jfc.go.jp/k/kyouiku>
(教育ローンコールセンター) 0570-008656 (ナビダイヤル)
03-5321-8656 (公衆電話などから)

◆そのほかの金融機関の教育ローン
留学に利用できるものもあります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

👉 日本で募集される奨学金、ローンに関する主なチェックポイント

返還義務の有無：給付型（返還義務なし）か、貸与型（返還義務あり）か。

応募資格：応募時に日本の大学などの学生である必要があるか。

学校選択、入学手続き：本人が行うのか、支給団体が行うのか。

応募時期：奨学金への応募の時点で、留学希望先校に合格している必要があるか。

応募時に留学先校からの受入許可書の提出を求める奨学金もありますが、奨学金への応募と留学希望先校への出願を同時進行することができ、学校からの受入許可書が後日得られることを条件に仮合格を出す奨学金もあります。この場合は、奨学金の応募締切日が留学開始予定時期の1年以上前に設定されていることが多く、早めの情報収集が必要です。

留学中の応募の可否：すでに留学している場合も応募可能か。

基本的には渡航前の人が対象ですが、すでに留学していても選考時に日本に帰国すればよいもの、書類審査などで帰国せずに選考を受けられるものもあります。

日本で募集される奨学金、ローンの情報入手方法

◆『海外留学奨学金パンフレット』（日本学生支援機構発行）

前述1～4の奨学金種類別に、問い合わせ先、応募資格、支給内容、募集内容などを掲載しています。ウェブサイトで閲覧も可能です。http://www.jasso.go.jp/study_a/pamphlet_j.html

II. 海外で募集される奨学金

留学希望先校の奨学金（授業料減免なども含む）と、現地の研究所や民間の団体による奨学金があります。

👉 海外で募集される奨学金に関する主なチェックポイント

返還義務の有無：給付型（返還義務なし）か、貸与型（返還義務あり）か。

学校選択、入学手続き：本人が行うのか、支給団体が行うのか。

応募資格：学生一般（現地学生も含む）が対象か、外国人留学生のみが対象か、特定の国出身者のみが対象か。

応募時期：いつの時点で応募可能か。

奨学金への応募と留学希望先校への出願を同時進行できるもの、入学後に初めて応募できるもの、入学後一定期間経過後、優秀な成績を示した学生に支給されるものなどがあります。

学力や家計の基準：成績優秀者に与えられるものか、経済状況に応じて与えられるものか。

趣旨：何らかの仕事や課題が義務づけられているか。

学校による奨学金の中には、専攻に関連する分野で助手として研究や授業、事務の手伝いをするのが条件のものもあります。支給団体によっては、一定の研究成果の提出を求める場合もありますので、それぞれの奨学金の趣旨をよく確認する必要があります。

海外で募集される奨学金の情報入手方法

留学先国の大使館や公的機関のウェブサイトから情報を収集しましょう。また、留学希望先の学校のウェブサイトに奨学金情報が掲載されていることも多いのでよく読み、わからない点はメールなどで問い合わせてみましょう。

なお、奨学金応募時には以下のようなことに留意してください

日頃からの準備

- ・学業に励み、よい成績をとる。
- ・留学先国・地域の言語を学習し、資格試験を受験する（スコアを準備する）。

応募にあたっての注意

- ・奨学金提供の目的をよく理解し、提供者・選考者の立場に立って書類を記入・作成する。
- ・書類は不備がないように準備し、簡潔にわかりやすく、指定の字数・枚数を守って作成する。
- ・明確な研究計画を用意する。
- ・わからない部分は問い合わせ、疑問点を解決する。
- ・提出前に書類を第三者に読んでもらう。

3 海外安全・生活情報

留学先の国・地域で安全に過ごすためには、留学のプランを立てる段階から、その国・地域の教育制度や学校の情報だけでなく、治安や生活についても調べることが大切です。また、現地でトラブルに遭ったときの対処法を確認しておけば、万が一の際に役に立つでしょう。

Q. 留学先国・地域の治安情報はどこ調べればよいのですか？

- A. 外務省の「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)では、海外へ渡航する日本人が現地で事件・事故に巻き込まれないための情報を提供しています。
- 国・地域別に、テロ・犯罪・感染症についての情報や渡航・滞在に際しての注意を、「危険情報」「スポット情報」「広域情報」に分けて掲載しています。また、「安全対策基礎データ」には、その国の犯罪事情や習慣、査証・出入国審査、滞在時の留意事項、緊急時連絡先などが掲載されています。
 - これらの情報自体には国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。
 - 最終的には安全性を十分に確認のうえ、自分で責任を持って行動に移してください。

～ここからも得られる！海外安全情報～

外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1 TEL03-5501-8162（直通）
電話相談、安全情報などの資料閲覧、各種パンフレットの入手が可能です。

留学先国・地域の公的機関の情報

犯罪件数などをウェブサイトで公表している国・地域もあります。現地の警察庁など担当機関のウェブサイトを確認してみましょう。

現地の日本大使館・総領事館

現地に住む日本人向けに、ウェブサイトで治安情報を提供している場合がありますので、確認してみましょう。現地の学校や留学経験者・滞在者に、治安状況や滞り際の注意点を聞いておくのもよいでしょう。また、第3章「留学を決めたら Step.1 情報収集」<P.36>で紹介した情報収集源も参考にしてください。なお、これらの情報は、渡航準備の段階だけではなく、留学中においても活用してください。

Q. 現地でトラブルに遭ったらどうすればよいのですか？

- A. 学校で相談窓口を設けている場合はまずそこで相談し、大きな事件や事故に巻き込まれた場合は、現地の警察および日本大使館・総領事館に届出をしましょう。しかし、日頃から現地の安全事情に通じ、現地の人がしてはいけないということは絶対にしない、危険な地域には近づかない、貴重品管理はしっかりと行う、などトラブルに遭わないよう十分に注意し、自分の身は自分で守るための心がけが大切です。

～盗難に遭ってしまったら！～

- パスポート → 現地の日本大使館・総領事館へ
- 航空券 → 購入先の旅行会社などへ
- 各種クレジットカード、トラベラーズチェック → 関係金融機関へ

海外旅行傷害保険に加入している場合は保険会社へ

まずは現地の警察に届出をし、盗難証明書 (Police Report) を受け取っておきましょう。

Q. 病気・ケガのときはどうすればよいのですか？

- A. 渡航前には健康診断を受け、治療中の病気やケガがあれば治療を済ませておくなど、体調を十分整えてから出発しましょう。事前に現地の医療事情を調べ、留学先校にも確認のうえ、必要な保険に加入しておくことも大切です。また、留学先の国・地域に応じて、必要と思われる予防接種を受けておきましょう。
- 実際に現地で病気やケガをしてしまったら、まず身近な人に相談し、対処についてのアドバイスをしてもらいましょう。学校や友人を通して信頼できる、保険のきく医師や病院の情報を得ておく、いざというときに慌てずに済みます。また、大学などでは施設内にヘルスセンターが併設されていることもあるので、あらかじめ確認しておきましょう。

厚生労働省検疫所ウェブサイト「FORTH 海外で健康に過ごすために」

(<http://www.forth.go.jp>)では、病気予防のための注意、国・地域別の感染症別情報、予防接種情報など、旅行前・旅行中・旅行後にわたっての参考情報が紹介されています。

Q. 現地の生活情報を調べる方法はありますか？

- A. 独立行政法人国際協力機構(JICA)ウェブサイト「世界の様子(国別生活情報)」(<http://www.jica.go.jp/seikatsu/index.html>)では、国際協力のために開発途上国へ派遣された技術協力専門家などJICA関係者の執筆を中心にまとめた生活情報を紹介しています。また、在外日本大使館、各国の在日大使館や領事館、政府観光局のウェブサイトでも、現地の生活情報について紹介している場合がありますので調べてみましょう。

※掲載している情報は、すべて2012年2月現在のものです。

4 留学斡旋業者等の利用について



※本冊子では、留学手続き代行・留学先斡旋・滞在中のサポートなどを行う業者を、営利・非営利に関わらず「留学斡旋業者(業者)」と表示しています。

1. 留学準備・手続きは自分で進めることが基本

日本学生支援機構では、以下の理由から、自分自身で留学手続きを行うことをお勧めしており、そのために必要な情報を提供し、ほかの公的な留学情報提供機関の紹介も行っています。

- (1) 海外で勉強するためには何より自主性が不可欠です。
- (2) 留学の方法(国、学校の種類、課程、留学時期など)には幅広い選択肢があります。自分の将来目標と現在の状況を照らし合わせ、これらの中から最適な方法を自分自身で自由に選ぶことができます。
- (3) 手続きを自分で進める過程で次のようなメリットが得られます。
 - 自分のペースで情報収集と手続きを進めることで、自分の目標・留学に対する考えが明確になる。また、目標が当初と変わったときに、それに適した方向転換(留学方法の変更、日本での進学など)をしやすくなる。
 - 語学力、現地の教育制度や文化への理解が高まる。留学生活にスムーズに移行するための「慣らし運転期間」になる。
 - 自分で判断し行動する力が身につく。
 - 留学までの経緯を自身で把握でき、留学後に学校などで見解の食い違いが起こったときに自分の立場を主張できる。特に、授業料や滞在費などの経費を直接支払っていれば金銭上のトラブルを避けられる。

2. 業者を利用するということ

自分で情報収集や手続きをする時間がとれない、出願書類を添削してほしい、十分な語学力がなく希望校から日本語での情報を得られない、希望する留学開始時期まで時間が無い、などの理由で手続きの代行業を留学斡旋業者に依頼する人もいるでしょう。

しかし、「留学斡旋」と呼ばれるサービスの種類は多岐にわたり、実施する業者の位置づけ(旅行業者、語学学校、個人など)もさまざまであり、これらのサービス全体を包括的に規制する法律などはなく、留学斡旋業には国や自治体の許可や登録は必要ありません。したがって、その良し悪しを法制度の面から見分けることはできません。

また、全国消費生活情報ネットワーク・システムには「留学等斡旋サービス」に関する相談が毎年400~600件程度寄せられています(大手業者の破綻に関する相談件数を除きます)。

なお、このような事情に対する動きとして、2011年11月、一般社団法人「留学サービス審査機構(J-CROSS)」(<http://www.jcross.or.jp/>)が設立され、留学斡旋業者に対して新たな認証制度を開始することになりました。認証された事業者は、同機構のホームページ上に名称等が記載され、同機構が作成した独自のマークをパンフレット等に使用することが認められるようになります。

ただし、これはあくまで事業者に対する認証制度で、個々の留学プログラムの内容を保証するものではありません。

斡旋業者を利用する場合は、以下を参考に、賢い消費者の目で、自分自身の責任と判断により、自分の目的に合った業者・プログラムを選んでください。

3. 業者を利用する場合に気をつけること

- 現地の教育制度や準備・手続きなど、留学についての知識を身につける。
- 自分が何のために、どんな留学をしたいのかを明確にする。
- 直接、一次情報源(第3章「留学を決めたら Step.1 情報収集」<P.36>参照)から最新で正確な情報を得る(学校については学校の公式ウェブサイトなどから、ビザについては大使館または領事館)。
- 自分でできることや留学先の学校が提供するサポートサービスの内容を把握し、業者に依頼するサポートの範囲を明確にする。
- 業者の名称や支払い金額だけで判断せず、料金の明細やサービスの内容で選ぶ。
- 業者は万能ではないことを認識する。(学校は個々の留学希望者の学力などの条件を審査したうえで入学許可を決定します。ビザの取得も本人の財政能力などをその国の政府が認めた場合に限られますので、業者に代行業を依頼しても許可が下りない場合もあります。)
- 電話やメールでのやりとりだけで済ませず、可能な限り業者を訪問して担当者から直接話を聞く。業者とのやりとりの記録(契約書、領収書、メール、FAX、電話や面談の場合は話した日時、相手の名前、話の内容を相手に確認しながらまとめたメモなど)を残しておく。
- 複数の業者を時間をかけて比較検討し、業者が提供するサービスを十分確認し、疑問点をすべて解決し、契約書(約款)の内容を完全に理解したうえで契約する。

4. 業者選びのチェックポイント

以下の項目の多くは、情報公開または開示が法的に義務づけられているわけではありませんが、業者を選ぶうえで重要なポイントとなります。業者の説明にこれらの情報が含まれていない場合は、こちらから問い合わせてみましょう。その際の対応姿勢も、業者選択の判断材料の1つになります。

- 業者および実施プログラムに関する情報提供
- 留学先の学校・留学先国に関する情報提供
- 業者と留学先の学校との関係
- 現地の委託業者がある場合、その委託業者の情報と契約内容
- 現実的な留学計画の選択を勧めているか
- 契約内容、料金体系、責任の範囲、免責事項、変更・取り消し・不測の事態に関する取り決め

各項目についての詳しい説明は、日本学生支援機構のウェブサイト内「留学斡旋業者の利用について」(http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info_04.html)をご参照ください。

留学斡旋業者等の利用について

5. トラブルにつながりやすい例

業者に次のような態度が見られる場合や、大学や政府機関による公式情報と異なる説明をする場合には、トラブルにつながる可能性が高いので気をつけましょう。

- (1) 安易に留学や就労体験を勧める。「語学力がなくても大学へ留学できる」「現地で資金を稼ぎながら勉強できる」という説明がある場合は特に注意が必要です。
- (2) 申込・契約を急がせる。(業者がクーリングオフの規定を自主的に設け、契約書に明記している場合を除いて、基本的にはクーリングオフが適用されません。)
- (3) 「留学で日本での就職が有利になる資格を取得できる」、「留学終了後、現地で就職できる」というような誇大な宣伝を行う。
- (4) 現地でのサポート体制の説明に虚偽がある。
- (5) 留学費用に関して不明瞭さや虚偽がある。

これらについての詳しい説明は、日本学生支援機構のウェブサイト内「留学斡旋業者等の利用について」(http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info_04.html) をご参照ください。

6. トラブルになったら

(1) 契約上のトラブル

業者との間にトラブルが発生した場合、まずは業者と直接話し合い、解決する努力をしましょう。消費者契約法には、不当に高額な解約金条項を無効とするなど消費者保護のための規定が定められています。このような法律の定めを参考にし、居住地域にある自治体の消費生活センター(以下、「消費生活センター等」といいます)にアドバイスを求めながら、業者と交渉していくことになります。

しかし、話し合いで解決しない場合は、時間、費用、精神的な負担を覚悟のうえで、自分自身でまたは弁護士に相談して、民事訴訟を起こすしかないのが現状です。

このようなことにならないためにも、契約の際には、業者が提供するサービスを十分確認し、内容をしっかり把握することが大切です。

(2) 経営破たんによるトラブル

契約した業者が経営破たんなどを起こし倒産するトラブルもあります。

数店舗の支社を一度に閉鎖したり、担当者との連絡がとれなくなったり、業者から随時支払われているはずの授業料や住居費を学校や宿舎などから直接請求されるなどの動きがあったときは、早めに業者に事実確認するとともに、消費生活センター等に相談しましょう。

実際に経営破たんなどが起きてしまったときは、まず自分の状況を冷静に確認し、契約内容や証拠書類を再確認しましょう。そして消費生活センター等に相談し、アドバイスを受けてください。破産の場合は債権者説明会や裁判所からの文書などにより状況が説明されますので、内容をよく確認し、必要な手続きをとるようにしてください。

業者が学費やホームステイ代金、寮費などを留学生から預かって支払いを代行している場合、すぐに学校担当者に直接相談し、これらの経費が実際に支払われているのか、未払いがある場合、いつまでの在学・居住が認められるのかなどを確認しましょう。

今後の方針や進路については、家族などともよく相談し、公的機関など第三者のアドバイスを受け、焦らずに落ち着いて検討しましょう。そのうえで、留学を続けることを決めた場合は、業者を利用せずに自分で手続きするのか、ほかの業者と新たな契約を結ぶのかを適切に決めてください。

<協力>東京都消費生活総合センター

<主な参考ウェブサイト>

- 独立行政法人国民生活センター「増加する『留学等斡旋サービス』トラブル」2005年5月10日
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20050510_2.html
 - 東京都消費生活総合センター「今月の話題：自分のために自分で調べて選ぶ！あなたの海外生活を成功させるために」(東京くらしネット2008年4月号)
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/0804/wadai.html>
 - 東京都消費生活総合センター「相談の窓口から：海外で語学を学びながら仕事もできるというインターンシップが話題。希望の仕事と違う場合も…」(東京くらしネット2008年4月号)
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/0804/soudan.html>
- ※そのほかの参考ウェブサイトは、日本学生支援機構ウェブサイト内「留学斡旋業者等の利用について」(http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info_04.html) の文末参照



慶熙大学校本館(韓国)